



# 保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

## もくじ

1. 令和4年度建築保全業務労務単価が公表されました
2. 所管施設の「追加」「削除」「変更」に関する情報提供をお願いします
3. 保全Q&A 機械換気設備の点検とは？

## 1. 令和4年度建築保全業務労務単価が公表されました

官庁施設の保全業務にかかる費用を積算するための単価として、国土交通省が毎年公表する建築保全業務労務単価が昨年12月より国土交通省ホームページで公開されています。

本単価は、各省各庁の施設管理者が、建築保全業務共通仕様書を適用する業務に関し、建築保全業務積算基準及び建築保全業務積算要領により官庁施設の建築保全業務に係る費用における直接人件費を積算するための参考単価となります。

令和3年度比で保全技師Ⅰは5%、清掃員Aは4.9%、警備員Aは3.3%それぞれ上昇しています。

日割り基礎単価(単位:円/日)

	保全技師・保全技術員等日割基礎単価					
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補
香川県	23,000	21,800	23,400	19,200	18,400	15,900
	清掃員日割基礎単価					
	清掃員A	清掃員B	清掃員C			
	12,900	10,400	9,400			
	警備員日割基礎単価					
	警備員A	警備員B	警備員C			
	15,600	13,300	11,800			

詳細は、以下のホームページに掲載しています。

[https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000001.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000001.html)

## 2. 所管施設の「追加」「削除」「変更」に関する情報提供をお願いします

毎年度実施しています保全実態調査にむけて年度末には各府省庁で建物を管理されている所管施設の「追加」「削除」「変更」に関する情報提供をお願いしています。

具体的には、管理官署毎に、以下①～③に該当する官庁施設をご報告いただくもので、この報告結果に基づき、国土交通省が官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の登録情報を時点修正することで、次年度の調査対象施設が確定する流れとなっています。

### <報告対象施設>

注: 無人施設、公借施設、民借施設、宿舍等も対象です。また「予定」も含まれます。

- ① 追加施設・・・新たを取得した施設(新築施設、別地への建替施設など)
- ② 削除施設・・・取りこわしを行った施設、又は用途廃止した施設
- ③ 資産グループ変更施設・・・管理官署の変更が行われた施設  
(他の府省庁への所管換、同一府省庁内の別部局への所属替、合併など)



報告様式「追加削除変更リスト」及び記入要領は官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)の調査関連資料フォルダにあります。報告対象が有りましたら四国地方整備局の保全指導担当者に報告をお願いします。

## 3. 保全Q & A 機械換気設備の点検とは？

人事院規則(事務所衛生基準規則第9条)の規定により、国の職員が勤務する建築物の換気について「**機械による換気のための設備**」の**点検**を行う事が義務付けられています。

便所、湯沸かし、居室等の換気扇



